

令和 6 年松茂町議会第 2 回定例会会議録

第 2 日 目 （ 6 月 1 0 日 ）

○出席議員

- | | | | |
|-------|---|---|-----|
| 1 番 | 金 | 森 | 恵美子 |
| 2 番 | 川 | 端 | 順 |
| 3 番 | 尾 | 野 | 浩 士 |
| 4 番 | 鎌 | 田 | 寛 司 |
| 5 番 | 米 | 田 | 利 彦 |
| 6 番 | 村 | 田 | 茂 |
| 7 番 | 立 | 井 | 武 雄 |
| 8 番 | 佐 | 藤 | 道 昭 |
| 9 番 | 佐 | 藤 | 禎 宏 |
| 1 1 番 | 板 | 東 | 絹 代 |
| 1 2 番 | 川 | 田 | 修 |

○欠席議員

な し

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	吉 田 直 人
副 町 長	富 士 雅 章
教 育 長	丹 羽 敦 子
総務部長	松 下 師 一
産業建設部長	吉 崎 英 雄
民生部長	山 下 真 穂
教育次長兼学校教育課長	谷 本 富美代
税務課長	藤 田 弘 美
会計管理者	佐 藤 友 美
総務課長	入 口 直 幸
チャレンジ課長	袴 田 智 香
危機管理課長	山 口 高 史
産業環境課長	河 野 歩 美
建設課長	永 井 義 猛
上下水道課長	田 村 佳 裕
福祉課長	宮 本 早 苗
長寿社会課長	河 野 聖 子
住民課長	松 下 理 恵
社会教育課長	近 藤 拓 司

○職務のため議場に参加した職員の職・氏名

議会事務局長	多 田 雄 一
議会事務局係長	小 松 美 佐

令和6年松茂町議会第2回定例会会議録

令和6年6月10日（第2日目）

○議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

板 東 絹 代 議員

（1）松茂町営豊久墓地公園について

（2）災害時のトイレ問題の対策について

川 端 順 議員

（1）防犯・安全対策について

立 井 武 雄 議員

（1）自然災害 雷の対策について

金 森 恵美子 議員

（1）ヤングケアラー支援について

村 田 茂 議員

（1）インクルーシブ教育について

日程第2 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて

専決第 2号 松茂町税条例の一部を改正する条例

専決第 3号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専決第 4号 令和5年度松茂町一般会計補正予算（第10号）

日程第3 議案第27号 徳島県市町村総合事務組合規約の変更について

日程第4 議案第28号 松茂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第29号 松茂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第30号 令和6年度松茂町一般会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第31号 令和6年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和 6 年松茂町議会第 2 回定例会会議録

第 2 日 目（6 月 1 0 日）

午前 1 0 時 0 0 分再開

○議会事務局長【多田雄一君】 ただいまから令和 6 年松茂町議会第 2 回定例会の再開をお願いいたします。

まず初めに、川田議長からご挨拶がございます。

○議長【川田 修君】 皆様、おはようございます。令和 6 年第 2 回定例会 2 日目でございます。全議員がご出席をいただいております。ありがとうございます。

本日は一般質問の日でございます。質問は簡潔明瞭に、答弁は丁寧に分かりやすくお願いをいたしたいと思います。

以上、お願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

○議長【川田 修君】 ただいまの出席議員は 1 1 名で、地方自治法第 1 1 3 条による定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長【川田 修君】 これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでございます。

○議長【川田 修君】 日程第 1、「町政に対する一般質問」を行います。

通告のありました 1 1 番板東議員にお願いします。

板東議員。

○1 1 番【板東絹代君】 皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問 2 問させていただきます。

まず、1 問目は松茂町営豊久墓地公園についてでございます。松茂町の住民基本台帳に記録された方か、町長が許可した方が建墓できる豊久墓地公園は、徳島阿波おどり空港の徒歩圏であり、遠く離れた方もお参りに来られていると思います。先祖を敬い大切にする思いで、祥月命日や月命日には、故人をしのび毎月お墓参りをされる方も少なくないようです。

豊久墓地の使用者の方から心配のお声をいただきましたので、墓地公園を見に行き不安に感じた点があります。墓地の中には、手すりがある箇所（ほんの一部）と、ない箇所があります。上の方から下に向かって下りる際は、階段あり、急な傾斜ありで本当に危なく感じました。特に雨の日に高齢の方は危険を感じると思います。お参りされる方の安全面を考えると、全体に手すりをつけないといけないのではないのでしょうか。気持ちよくお参りしたいときにお参りできるように、考えていただきたくお伺いいたします。

また、現在の墓地の空き区画と募集広報はどのようにしていますか。よろしくお伺いいたします。

○議長【川田 修君】 吉崎産業建設部長。

○産業建設部長【吉崎英雄君】 板東議員ご質問の松茂町豊久墓地公園について答弁申し上げます。

豊久墓地公園は、松茂町住民基本台帳に記録された方などに対し、200区画を松茂町が貸し出しており、昭和61年に設置されました。また、墓地公園に隣接する265区画の墓地は昭和48年に分譲され、区画ごとに個人が所有しているものです。

さて、ご質問の1点目、墓地公園及び隣接する墓地の階段や斜面の手すりについては、板東議員ご指摘のとおり、手すりがある部分とない部分があるのが現状です。利用者の安全のため、今後、特に危険な箇所から順次設置してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、墓地の空き区画と募集広報については、例年その年度に返還された区画があった場合に、年度末の2月から3月頃に募集期間を設け、広報まつしげや広報無線、ホームページなどで募集広報を行っております。また、今年度については現時点で4つの空き区画がありますので、年度末を待たずに募集することも検討しているところでございます。今後もご利用の皆様の安全性や利便性を考慮しながら、管理運営を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお伺いします。

○議長【川田 修君】 板東議員。

○11番【板東絹代君】 ありがとうございます。手すりは順次設置する方向で考えていくということ、今後はできるだけ早い対応をしていただけるとの明確なご答弁でしたので、再問はありません。ただ、設置の時期を遅らせることなくお願いをしておきます。

町民の方からのお声がある前に、安全であるかどうかなどは早めの点検をしたり、墓地の空き区画の除草の指導をしたり、気持ちよくお参りしていただけるのが一番ですので、

重ねてお願いしておきます。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

続きまして、2問目の質問は災害時のトイレ問題の対策についてでございます。

石川県能登半島地震から5カ月を経過していますが、まだ断水が続いている地域もあります。被災地では、あらゆる場所でトイレをめぐる切実な問題に遭遇したとあります。ひとたび大規模災害が起きると日頃の快適なトイレ環境は一転して、断水、停電などでトイレは使えなくなり、耐え難い生理現象に襲われます。衛生面や臭いが気になり、トイレに行かなくて済むように水をあまり飲まないようにしていたという女性。脱水のためか頭痛や便秘に悩まされたといい、トイレに行きたくなくなるのは自分でコントロールできず大変だったと語っています。不衛生なトイレに行かなくてもいいように水分補給を控えた結果、健康を害する事例は女性に多く見られるようです。

2016年4月に発生した熊本地震での調査によると、発災後3時間以内にトイレに行きたくなくなった人は約39%、6時間以内では約73%に上ったとあります。水、食料の備えは大事ですが、より早く必要となるのはトイレです。これまでも災害のたびに同じ問題が起きていましたが、過去の教訓から、もうこれ以上繰り返さないためにはどうすればいいのか。災害時のトイレ対策は一人ひとりの健康問題、集団での衛生問題など、多面的な配慮が必要です。本町の対策状況をお伺いします。

1点目、健康状態を左右する初動対応が重要なことから、各避難所の携帯トイレ、組み立て式簡易トイレの備蓄状況はどうなっていますか。

2点目、水洗トイレの復旧に長期間かかることを想定した場合、専用マンホールの蓋を開け、自治体が簡易式の便座や仕切りを設けるだけでトイレが作れる仕組みのマンホールトイレの設置状況はどうなっていますか。

3点目、大規模災害時に多くの人が集まる避難所ではトイレ不足が問題になります。トイレトレーラーは災害時の利用を想定して作られた移動設置型のトイレで、水洗式で稼働し、ソーラーパネルを搭載しており、停電時でも照明や換気扇などを使用できます。トイレトレーラーの導入のお考えはありますか。

4点目、トイレの重要性を認識してもらうために、どのような啓発をしますか。

5点目、民間の応援協定などのお考えはありますか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 松下総務部長。

○総務部長【松下師一君】 板東議員ご質問の災害時のトイレ問題の対策についてご答

弁申し上げます。

本年元日に発生した能登半島地震では、発災当初、報道等を通して、今一番欲しいものはトイレという被災者の痛切な願いをよく耳にしました。本町からも被災地支援のため現在までに現地へ職員3名を派遣し、また、物的支援として、水循環シャワーWOT A 2基を貸し出しております。派遣した職員からは、現地のトイレ事情について随時報告を受けており、5カ月たった現在においても上下水道の復旧は完全ではなく、仮設トイレを使用している避難所があるとのこと。また、報告によると、仮設トイレ等設備本体の用意は当然重要ですが、バキュームカーでのし尿のこまめな回収など、アフターケアはさらに重要であり、本町においても平時からし尿くみ取り等運用の具体策についても考え、取組を進めておく必要があると考えています。

議員ご指摘のとおり、今回の能登半島地震では被災地のトイレ事情が思わしくなく、トイレを我慢することで体調不良に至ったケースがあったようです。本町としても、災害発生時に避難所等の設備不十分により、せっかく救えた命に害が及ぶ事態は絶対に避けたいと考えています。

そこで、板東議員ご質問への答弁ですが、1つ目の本町のトイレ関係の備蓄状況につきましては、簡易トイレが町内12箇所の避難所に計132基、電動式簡易トイレが町内福祉避難所2箇所に計3基備蓄しております。また、トイレトーパーについて792ロールの備蓄があり、これは徳島県災害時相互応援連絡協議会で定める、本町が備蓄しておくべき目標数量の2倍以上となっております。これ以外にも上下水道が使用できない洋式トイレなどにセットして使用する携帯トイレを7万6千回分備蓄しております。しかしながら、これらはあくまで緊急措置として使用するもので、これをもって被災者が長期にストレスなく用を足せるとは考えておりません。

次に2つ目のご質問、マンホールトイレですが、本町は議員が例示された専用マンホールではなく、通常のマンホールを前提に1基備蓄しております。なお、本町では平時から利用できる防災用トイレをマツシゲートと向喜来緑地公園に整備しています。これらは再生水を循環させるトイレで、災害発生時にも引き続き使用できる機能を有しています。

次に、3つ目のトイレトレーラーの導入についてですが、能登半島へ派遣した職員から、それら移動設置型トイレの有効性について報告を受けるとともに、その種類の多さ、特徴、課題等についても報告を受けております。本町としては、来年度から移動設置型トイレを導入したいと考えており、現在議員が例示されたトイレトレーラーに限らず、仮設トイレ

や車載型トイレなど、導入に向けた情報収集を進めております。また、財源としては有利な交付税措置のある国の緊急防災・減災事業債等を活用する予定としております。

なお、移動設置型トイレの導入については、購入だけでなく貸与、レンタル等の活用も重要と考えており、先に5つ目のご質問、民間との応援協定の答弁となりますが、現在トイレに関係する協定として、町内に営業所を置く県外のリース会社と、災害時に仮設トイレや簡易ハウス、建設重機等を優先的に提供を受けることができる協定を1件締結しています。このほかにも上下水道設備の応急復旧を含む支援活動の協定として、町内17の土木建設関係事業者と協定を締結しているほか、民間ではございませんが、徳島県及び県内全ての市町村とごみやし尿処理を含む相互応援協定を締結しております。なお、冒頭に言及したし尿のくみ取りなど、トイレのアフターケアにつきましても、それに係る協定について、町内で事業を展開する事業者と協議を進めてまいります。

最後に4つ目のご質問、トイレの重要性に関する啓発ですが、トイレ問題は被災直後から直面する大きな課題と捉えており、問題解決に向けては、行政のみならず住民への啓発も大切であると考えております。そのため、本町ではこれまでも自主防災組織等による防災訓練で仮設トイレの設営の仕方や使い方について講習をしてまいりましたが、今年度につきましてはより一層力点を置き、NPO法人日本トイレ研究所から専門講師を招き、災害時のトイレに関する講演を実施する予定としております。

その他、本町としては様々な機会を捉え、継続的に町民各層への意識啓発に取り組んでまいります。

以上、板東議員ご質問へのご答弁とさせていただきます。

○議長【川田 修君】 板東議員。

○11番【板東絹代君】 再問はありませんが、ご答弁いただきました携帯トイレの備蓄状況ですね。これについて1点お願いをしておきたいと思います。

緊急的に携帯トイレ、袋、凝固剤は7万6千回分の備蓄ですね。町民約1万5千人が1日に5回分使用して延べ1日分は、私は少ないと感じます。内閣府が作成した避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインでは、1日当たりの平均的なトイレ使用回数の目安は5回と記載されています。国が定める防災基本計画では、住民に対して最低3日間、推奨1週間分の携帯トイレ、簡易トイレ等を備蓄することを啓発するように記載されています。今後備蓄数を増やしていただけるようお願いをしておきます。避難生活が長期になった場合の想定をして、マンホールトイレの設置状況、トイレトレーラーの導入のお考えを

お伺いしましたが、トイレトレーラーの導入を積極的に取り組むお答えをいただきましたので、よろしくお願いいたします。

トイレトレーラーは高額ですが、災害時にもイベントにも活用できます。大きな災害が起きれば水洗トイレは使えなくなってしまう。それを前提に、私たちは事前に備えなければいけないと思います。能登半島地震でも分かるように、建物が倒壊しない限り家にいたい。そうすると、自助努力で水、食料とセットで携帯トイレも備えてほしいのですが、トイレの重要性がまだまだ浸透していないと思います。

そこで紹介します。「自宅でも避難所でも困らないための知識 トイレからはじめる防災ハンドブック」が今年2月1日に出版されています。この本の中には詳しく書かれていますので、広報啓発時に活用してはどうでしょうか。紹介いたします。よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長【川田 修君】 続きまして、通告のありました2番川端議員にお願いします。

川端議員。

○2番【川端 順君】 改めまして、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

その前に一言ご挨拶させてください。私は去年、初当選させていただきました。松茂町民のため、松茂町発展のために全力を尽くす所存でございます。

私は、徳島を離れて40年ぶりに松茂に帰ってきました。議員となり、松茂町の現状を知らないままいきなり一般質問するというのは大変失礼かと思ひまして、この1年間は松茂町を知ることやってきましたが、まだまだ勉強している途中です。吉田町長をはじめ理事者の皆さん、そして、先輩議員の皆さんのご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

それでは、一般質問させていただきます。幼稚園・小・中学校、そして、松茂町の安全対策についてです。近年、全国的に様々な犯罪が多発し、犯罪件数が増加しているようです。都会の方では、路上犯罪を抑止する目的で防犯カメラの設置を推進しています。私も松茂町体育館で勤務しているときに、小・中学生が知らない人から声をかけられたと、体育館に逃げ込んできたということが何度かありました。子どもたちの安全を守るために、よりきめ細やかな対策が必要だと思いました。

そこで2点お伺いいたします。松茂町でも吉田町長が防犯・安全対策として防犯カメラ

の設置を推進していますが、現在の設置状況と今後の計画などはどのようなになっているのでしょうか。次に、子どもたちが学ぶ学校現場での安全対策や訓練状況はどのようなになっているのでしょうか。この2点をお伺いいたします。

○議長【川田 修君】 松下総務部長。

○総務部長【松下師一君】 川端議員ご質問の、防犯カメラの設置状況と今後の計画についてご答弁申し上げます。

全国的に刑法犯認知件数は2002年から2021年まで減少してまいりましたが、議員ご推察のとおり、一昨年（2022年）には20年ぶりに前年より増加し、昨年（2023年）も70万3千件以上と2年連続で増加する状況でございます。内訳を見ましても、自転車盗や暴行、傷害などいわゆる街頭犯罪の増加率が高いようです。

松茂町内においては、近年凶悪犯罪の発生を耳にすることはありませんが、不審者情報については年間に10件から20件程度の通報があり、女性や高齢者、特に子どもは犯罪被害者になりやすいため、犯罪抑止に向けた取組は継続的に行っていく必要があると考えています。

ご質問の防犯カメラは、犯罪発生時、早期に解決を図るために有効な設備で、平時にあっても犯罪の抑止に資する設備と考えており、令和元年度から年1箇所のペースで町内各所に設置を進めています。また、設置場所については、犯罪が発生した場合に逃走経路となり得るような場所を警察の意見も踏まえて選定しています。令和元年度には、スマートインター開通により人流が増えた中喜来地区に1基、2年度と3年度は長原駐在所の廃止に伴い長原地区を見守るような形で豊岡地区に年1基ずつ、以降は逃走経路を念頭に、令和4年度は向喜来地区に、5年度は笹木野地区にそれぞれ1基ずつ設置しており、現在設置箇所数は5箇所となっております。今後の計画については、本年度広島地区に1基を予定するとともに、来年度以降も現在のペースで設置を続けていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきますが、本町は将来にわたり防犯カメラの設置を継続し、犯罪を見過ごさない安全・安心なまちづくりを進めてまいりますので、川端議員はじめ議員各位にはご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 谷本教育次長。

○教育次長兼学校教育課長【谷本富美代君】 それでは、川端議員ご質問の幼稚園、小・中学校の安全対策について答弁申し上げます。

子どもたちの安全を守るため、幼稚園や小・中学校では、様々な危機管理対応が必要で

す。児童生徒等の安全を確保するために、平成30年2月、文部科学省が作成した学校の危機管理マニュアル作成の手引きなどを参考に、各校において危機管理マニュアルを作成しております。危機管理マニュアルは、具体的に危険などが発生した際に、教職員が的確に判断し円滑に対応できるよう、危機管理に関する内容や手順を定めたもので、学校保健安全法に基づき全ての学校において作成が義務づけられているものです。

この危機管理マニュアルに、不審者侵入への対応があります。学校では、正当な理由がなく校地や校舎に立ち入ったり、立ち入ろうとする者を不審者と呼びます。児童生徒などを犯罪被害から守るため、まず、不審者かどうか見極める必要がございます。それには、幼稚園や各学校の正門及び入口の施錠管理や、防犯カメラ、インターフォンなどでモニター監視を行っております。また、防御に役立つ道具としてさすまたなどを用意していますし、警察へ直接つながる非常通報装置も設置しています。それでも教職員が協力し連携することや、そのときの状況判断が重要となってきますので、様々なシミュレーションを想定して研修しているところでございます。

昨年度、町内の小学校が警察と連携して不審者対応の訓練を実施したところ、連携ミスなどいろいろな課題が出てまいりました。その訓練の反省を踏まえて、今後も実践的な防犯訓練を実施し体制を整備してまいります。また、児童生徒が防犯教育、防犯訓練を受けることで、いざというときの行動ができるように子どもたちの危機管理意識を育ててまいります。

町といたしましても、徳島板野警察署、板野東部青少年育成センター、板野東部消防と連携して、児童生徒の安全を確保する体制を整えてまいります。さらに、学校の中だけでなく、子どもたちの登下校時には保護者の立哨やスクールガードの巡回、青色防犯パトロールなど様々な方の活動を通して地域で子どもたちを見守り、安全確保に向けた体制づくりに努めてまいります。

また、学校に不審者情報の提供があれば、学校から青少年育成センター、教育委員会に情報を提供し、そこから警察や各学校に情報提供がございます。保護者の方にもメールでお知らせするようになっていきます。今後も次代を担う子どもたちの安全確保のため、学校教育活動全体を通しての危機管理体制づくりを支援してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 川端議員。

○2番【川端 順君】 ただいま総務部長、教育次長より明快なご答弁をいただきあり

がとうございました。

幼稚園・小・中学校、松茂町での防犯カメラ、防犯訓練、不審者情報などの適切な対応が取られていることがよく分かりました。松茂町は犯罪件数が少ないということですが、対策をしているから安心・安全ではなく、常に防災とともに防犯に対してもしっかりと危機感を持ちやってもらいたいと思います。松茂町の未来を担う子どもたちは宝であり、安全な学校生活、安全な松茂町をつくるということは町民全ての願いです。今後もしっかり対応していただけるようお願いいたします。

最後に、私は1年間理事者の皆さんの業務を見てきましたが、非常にストレスがたまり、疲れるお仕事をされていると実感しました。これから暑い夏が来ます。そこでストレスと暑さ対策での一言、伝えたいことがあります。詳しくはこの場では言えませんが、疲れたなと思ったら刺激の強い栄養のある食品を取るよりも、先に疲れを取る食品を取ってください。刺激の強い栄養のある食品は胃腸を疲れさす原因にもなりますので。

最後の挨拶が長くなりましたが、今後も松茂町発展のために、健康に留意して頑張ってもらいたいと思います。これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長【川田 修君】 続きまして、通告のありました7番立井議員にお願いします。
立井議員。

○7番【立井武雄君】 それでは、議長の許可が出ましたので、私の一般質問を始めます。

質問事項は自然災害雷の対策についてであります。令和6年4月3日14時40分頃、宮崎県宮崎市にある鵬翔高校のサッカーグラウンドで落雷による事故があり、高校生18人が緊急搬送された。グラウンドでは当時、鵬翔高校と熊本県の鹿本高校との交流試合をしていました。ウォーミングアップ中に、鹿本高校のベンチ近くに雷が落ちたと見られる。落雷で鹿本高校の部員18名が病院に搬送され、うち2名が意識不明の重体となった。1人は意識が回復し、もう1人は集中治療室で治療中である。

平成30年7月20日付で文部科学省より落雷事故防止についてを発令されていましたが、この悲惨な事故は起きてしまいました。落雷事故は、起きてしまえば死亡事故につながる確率が約80%と高いです。ただ、適切な判断により事故を防ぐことができることから、早めに中断し避難等の対応を実施することが重要であります。

そこで、以下の点について確認したいです。1番目に、落雷という自然災害を受け、松

茂町ではどのような危機感を持ち対策を実施しましたか。2番目として、雷注意報や雷の兆候が出ているときは屋外活動をする際の注意や指導ができていますか。3番目、幼・小・中学校において災害対策マニュアルの作成はできていますか。

以上、大切な子どもたちの命を守ることを最優先に学校災害を防止願います。よろしくお願いします。

○議長【川田 修君】 谷本教育次長。

○教育次長兼学校教育課長【谷本富美代君】 それでは、立井議員のご質問の自然災害雷の対策について答弁申し上げます。

平成30年7月20日付の文部科学省からの落雷事故の防止についての通知によると、落雷事故は年間を通じて発生する可能性があり、これまでも校舎外での学校行事実施中などにおいて落雷事故が発生している状況があります。この通知によると、屋外での体育活動をはじめとする教育活動においては、指導者は落雷の危険性を認識し、事前に気象情報を確認するとともに、天候の急変などの場合には、ためらうことなく計画の変更、中止などの適切な措置を講ずること、厚い黒雲が頭上に上がった際には、雷雲の接近を意識する必要があること、気象庁ホームページにおいて、雷注意報の発表状況や実際にどこで雷発生の可能性が高まる予測となっているのかを地図上で確認できる雷ナウキャストなどの情報が掲載されているので、これらの情報を活用することなどに留意し、落雷事故防止のため適切な措置を講じるようにというものでございました。

そこで、1点目のご質問で、落雷という自然災害を受け、松茂町ではどのような危機感を持ち対応したかにつきましては、今申し上げました落雷事故防止の措置徹底を周知し、さらに令和6年4月5日付で県教育委員会体育健康安全課から、事件・事故情報の共有と注意喚起についてと題し、落雷事故の再発を防ぐため、留意事項を踏まえ各校の備えを改めて確認するなどの対応を徹底する旨の通知がございました。速やかに管内の町立幼稚園、小学校、中学校に周知いたしております。

次に、2点目の雷注意報や雷の兆候が出ているときは、屋外活動をする際の注意や指導ができていますかにつきましては、文部科学省からの留意事項を踏まえ、運動場などで雷の音が聞こえたら、活動を中止し建物の中に入ることを、教職員や部活動などの関係者、また、子どもたちにも徹底しております。なお、積乱雲が近づいているサインを見逃さず危険性を認識するとともに、天候の急変などの場合には、躊躇することなく計画を変更、中止するなどの措置を講ずることによって、児童生徒などの安全を確保してまいります。

3点目の幼稚園・小・中学校に災害対応マニュアルの作成はできていますかにつきまして、児童生徒の安全を確保するため、学校保健安全法に基づき全ての学校において作成が義務づけられていますので、町立幼稚園・小・中学校に危機管理マニュアルは作成いたしております。ただし、自然現象への対応については、各種警報、注意報発令時に取る措置についての掲載はございますが、雷に特化したものは掲載しておりません。今後におきましては、文部科学省の学校の危機管理マニュアル作成の手引きの雷への対応における留意点を参考にマニュアル化する方向で協議してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 立井議員。

○7番【立井武雄君】 明快な答弁ですので、再問はいたしません。ただ、大切な子どもたちの命を守ることを最優先に、自然災害による事故防止に取り組んでいただけることを信じて私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長【川田 修君】 続きまして、通告のありました1番金森議員にお願いします。
金森議員。

○1番【金森恵美子君】 おはようございます。議長より許可が出ましたので、私の一般質問をさせていただきます。

芒種の季節となり、稲の緑が濃さを増し、雨にぬれたアジサイがひととき美しく、通学する子どものカラフルな傘とアジサイの色が重なり、朝の通りが毎日心地よく、にぎわうもうれしきものであります。行き交う屈託のない子どもたちの笑顔は自然と私の気持ちを和ませてくれ、彼らや彼女らのために何をし、何を残してあげられるのだろうか、大切な子どもたちの未来が無邪気に笑える毎日であってほしいと願う中、近年子どもたちを取り巻く環境は深刻さを増しています。

激しい環境変化の中で、貧困や虐待、孤立などといった課題を抱えたまま、子どもたちも助けを求められずに環境を変えることを諦めたり、自分が置かれている状況の異常さに気づけないケースさえあります。そして、子ども時代のトラウマや、経済、教育などの格差は子どもたちが社会に巣立つ際にも大きな障壁となって立ちはだかっているところでもあります。核家族の進行やひとり親家庭の増加などで、親も仕事や家事、育児、介護などの役割を多く抱え、そのひずみが子どもへの負荷となっているとも言われています。これらの課題を解決するためには、大人や社会の協力が必要不可欠となります。どんな環境に生

まれ、どんな環境で育っても子どもたちが笑顔で暮らせる、そんな社会の実現に向けて、今私たちが子どもたちにできることを考えていかなければならないと思うところであります。

それでは、本題に入ります。ヤングケアラー支援についてです。

ヤングケアラーとは、法律上の定義はありませんが、本来は大人がやるべき家事や世話を日常的に行っている18歳未満の子どもであることを示すものとされ、詳しく言えば18歳から30歳代までのケアラーのことを若者ケアラーと区分して呼ぶ場合もあります。我が国のヤングケアラーの実情として、世話をするに当たって一番多いのは家事、感情面のケアで、きょうだいの世話が一番とされ、1日の費やす時間は平日で7時間超えもする場合もあると言われています。もちろん家事の手伝いをしたり、きょうだいの面倒を見るということは悪いことではありませんが、問題なのは子どもができる範囲を超え、心身に大きな負担を抱えているということです。

日本のヤングケアラーの現状を調べると、世話をする家族がいると答えた割合は小学校6年生6.5%、中学2年生5.7%、高校2年生4.1%、大学3年生6.2%とあげられ、世話をする頻度がほぼ毎日と答えた中学2年生は45.1%、全日制高校2年生が47.6%となります。世話をする必要のある家族はきょうだい突出して多いのが特徴とされています。また、中学2年生で父母を世話しているのが23.5%に対して、きょうだいは61.8%に上っています。

単に家の手伝いをするということではなく、年齢としては大変重過ぎる役割や責任を日常的に負っている子どもが多く存在していることが分かります。そうしたことから、ヤングケアラーであるということが生じる影響は著しく、進学や就職における生活面や健康面にも深く関係するものであり、延長線上には児童虐待とつながっているケースも多く、言葉の暴力など心理的虐待を受け続けることで、周りに相談する気力を失ってしまうことになり、年々児童虐待は増加傾向にあると言われています。このような背景の中、まだまだ我が国では関係機関での認知不足を懸念するものであり、全国で条例化や支援は進んでいますが、自治体によって取組はまちまちとされています。

支援対象としての法的根拠がなかったとして、政府はヤングケアラーを支援対象として明文化した子ども・若者育成支援推進法改正案を国会に提出しており、今国会で法案を成立させ、家族のケアのために働けない状況などにある18歳以上の若者も含め、引き続き自治体に支援を促し、特定の自治体でのモデル化した事業も進められているところであり

ます。

また、政府は法案に続き2022年度から3年間をヤングケアラーへの支援を強化する集中取組期間と定め、ヤングケアラー発見の着眼点、そして、連携して支援する内容をマニュアルにまとめているところとされています。認知度向上への取組として、私たち一人ひとりがヤングケアラーについての理解を深めることが彼らの支援につながると考えるところでもあります。

そこでお伺いをいたします。現在、松茂町においてヤングケアラーの存在把握や実態調査、また、福祉や介護など教育と連携しての心のケアや環境の改善に向けた取組の具体的な施策、どのような支援、対策をされているのかを具体的にお聞かせください。

○議長【川田 修君】 山下民生部長。

○民生部長【山下真穂君】 金森議員ご質問のヤングケアラー支援についてご答弁申し上げます。

先ほどの議員ご説明のとおり、ヤングケアラーとは、大人に代わって日常的に家事や家族の世話をする子どものことであり、自分の時間が持てず学業や友人関係などへの影響も懸念されるなど、子どもの権利に直結する大きな社会的問題となっています。こうしたことから、徳島県では令和4年度に県下の小学6年生及び中学・高校生を対象にヤングケアラーに関する実態調査を実施しており、また、松茂町でも学校において定期的に学校生活アンケートを実施する中で、ヤングケアラーの存在を認識しているところです。ヤングケアラーは障がいや介護、生活困窮など様々な問題から起因することが多く、その支援は各分野の垣根を越えた多機関・多職種の連携が必要であります。

松茂町では、令和4年10月に、子どもとその家庭及び妊産婦を対象とした相談支援の拠点機関として子ども家庭支援室を福祉課内に設置し、ヤングケアラー支援につきましても子ども家庭支援室が主体となって関係機関と連携し、個々の状況に応じた適切な支援につなぐ体制を既に構築しています。ヤングケアラー支援で重要なことは「気づくこと」、「連携すること」ではありますが、家庭内のデリケートな問題で潜在化しやすい傾向にあるため、「気づくこと」は容易ではありません。

まず、気づくために、特に子どもたちに一番近い学校現場において、教員が普段から子どもたちの表情や態度を気かけ、子どもたちの変化を見逃すことがないように努めております。学校現場でヤングケアラーを把握した場合は、必要に応じて子ども家庭支援室と情報を共有します。

介護現場においては、ケアマネジャーや介護サービス事業所が高齢者と関わる中で、その家族である子どもがヤングケアラーである状況を把握した場合にも、子ども家庭支援室と情報共有ができるよう、ケアネットワーク会議等の場を利用して介護関係者へ協力を依頼するとともに、徳島県が作成した高齢者介護分野におけるヤングケアラー支援マニュアルの配布を行っております。

また、民生委員の定例会などを活用し、民生委員児童委員との連携にも努めております。

議員が言及されましたように、ヤングケアラーが世話をしている対象はきょうだいが多い傾向にあることを受け、子ども家庭支援室では、保健相談センターで実施している乳幼児検診に職員が出向き、育児相談等で保護者と関わりながら、幼いきょうだいの世話を日常的にしている子どもの把握にも努めています。このように、様々な分野からの気づきを子ども家庭支援室で集約し、そのご家庭に最適な支援を検討するため、必要に応じて連携機関が集まるケース会議を開催しています。

以上のように、周りが気づくことが重要である一方で、ヤングケアラー本人やその家族が自分たちの置かれた状況に気づき、自ら相談ができるような環境づくりも必要です。学校現場においては、スクールカウンセラーや心の教室相談員、子どもと親の相談員、スクールソーシャルワーカーを配置し、子どもたちや保護者が身近な場所で悩みを相談できる体制を整えています。

また、松茂町では、毎年度子ども家庭支援室の案内チラシを幼稚園、小・中学校などを通じて各家庭に配布しております。チラシには、親のかわりにきょうだいの世話をしている自分の時間がないなど、ヤングケアラーに該当する事例をあげ、子どもからでも相談できる旨を記載しており、子どもたちとその家族に「相談できる場所がある」ことの周知に努めております。子どもたちが子どもらしい生活を送ることができるよう、今後も引き続きヤングケアラーについて啓発を行い、加えて関係機関との連携を強化し、支援体制のより一層の充実を図ってまいります。

以上、ご質問への答弁とさせていただきます。

○議長【川田 修君】 金森議員。

○1番【金森恵美子君】 明確な答弁いただきまして、ありがとうございました。これらの支援に当たって、一番の課題はヤングケアラーであることの把握が難しいことであると考えます。ヤングケアラーとはどういう意味なのかという問いに答えられる人がどれだけいるのでしょうか。子どもが子どもらしく安心して暮らしていくためには、肉体的、精

神的、社会的に満たされている健康的な生活の確保と福祉の推進が、そして、また促進が重要であり、ヤングケアラーの背景にある生活のしづらさをより深く理解し、改善していく必要があると考えます。

本町も今後引き続き子どものＳＯＳに細やかなアンテナを巡らせるとともに、相談者の情報収集等、各関係機関へとつなぐ窓口、支援の中心的役割としての仕組みづくりの強化を目指していただけるよう願うところであります。貧困、不登校など、どんな環境で生まれ育った子どもでも希望を持って自分らしく未来を思い浮かべられるよう、そして、複雑な、困難な社会情勢の中、選択のできない年齢の子どもたちが環境によって可能性を閉ざされてしまうことのないよう、さらに安心して笑顔あふれる松茂町となりますよう、これで私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長【川田 修君】 議事都合により、１１時５分まで小休します。

午前１０時５５分小休

午前１１時０５分再開

○議長【川田 修君】 小休前に引き続き再開をいたします。

通告のありました６番村田議員にお願いします。

村田議員。

○６番【村田 茂君】 ただいま議長の許可をいただきましたので、本日登壇者最後になりますが、これから一般質問させていただきます。

それで、今回はインクルーシブ教育ということで、これについてはあんまり皆さんも耳にしたことがないかもしれませんが、この教育は障がいの有無にかかわらず全ての子どもを受け入れる教育を指しております。人間の多様性を尊重する共生社会の実現に向け、学校や教育委員会で様々な取組が進められております。

現在、文部科学省は、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進をしております。また、条約もございまして、障害者の権利に関する条約第２４条によれば、インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みとしております。

要するに、インクルーシブ教育の目指すところは、障がいの有無にかかわらず可能な限

り一緒に学ぶことです。ただし、重要なのは、子どもが学校で充実した時間を過ごし、一人ひとりが自分に合った教育を受けられる仕組みを整えることであります。そのためには、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校が連携した多様な学びの場を整備する必要があると考えております。そういうことから今回質問させていただきますが、この後は一般質問通告書により要旨を説明させていただきます。

インクルーシブ教育とは、障がいのある子どもと障がいのない子どもと一緒に教育を受けることで、共生社会の実現に貢献するという考え方であると理解をしております。先進的な自治体は既に取り組を進めており、インターネットで調べますと多数の事例も見受けられるところです。障がいの有無にかかわらず、誰もが尊重し合い、自分の可能性が発揮できる共生社会は、実現する必要があります。

一方で、このインクルーシブ教育について問題点を指摘する声や反対意見もあります。これまでにない取組であり、支援を必要とする幼児・児童・生徒それぞれのニーズに対応した切れ目のない支援や指導が必要であり、教育と保健福祉の強力な連携も必要になると思います。そこで、インクルーシブ教育を進めることについてどのようにお考えか、教育長さんにお伺いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 丹羽教育長。

○教育長【丹羽敦子君】 村田議員のご質問に答弁申し上げます。

インクルーシブ教育とは、議員のおっしゃるように、共生社会の形成に向けて、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ仕組みです。平成18年に国連で採択された障害者の権利に関する条約において提唱された概念であり、日本は平成19年に署名、平成26年に批准しています。

インクルーシブ教育においては、障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その際には、それぞれの子どもが授業内容が分かり学習活動に参加している実感、達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ生きる力を身につけていけるかどうかという視点に立つことが重要とされています。そのための環境整備として、個人に必要な合理的配慮が提供されることなどが重要です。

合理的配慮とは、障がいのある人が障がいのない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がい、困難さを取り除くための個別の調整や変更のことです。また、障害者差別解消法においては合理的配慮の提供が義務づけられており、学校の設置者及び学校は本人及び保護者と可能な限り合意形成を図り、合理的

配慮の提供を行っていくことが義務となっています。

松茂町では、通常の学級に在籍しながら一部について特別の指導を受ける通級による指導と、特別支援学級といった連続性のある多様な学びの場を整備しております。また、教育相談や就学先決定時などに助言を行う教育支援委員会を設置しております。松茂町の特徴ある取組といたしましては、各校の特別支援学級に特別支援指導員の配置、小学1年生を支援する幼小連携指導員の配置、また、町立幼稚園に特別支援の専門知識を持った特別支援相談員の配置を行っております。

学校現場におきましては、県立特別支援学校に在籍する子どもたちが居住する地域の学校に来て学び合う学習や、あるいは特別支援学級の子どもが通常の学級で学ぶ交流及び共同学習を実施しています。また、町内の小学校では5年生の総合的な学習の時間で、共に生きるをテーマとし、町内の児童発達支援センターで療育を受ける子どもたちとオンラインで交流しております。このような取組を通して、共に学び合い経験を深めています。そして、尊重し合いながら協働して生活していく態度、社会性を養い、豊かな人間性を育んでいます。

共生社会をつくるためには、一人ひとりが相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り支え合う心のバリアフリーを体現していくことが必要であり、インクルーシブ教育の推進は共生社会の実現に向けて重要な理念と考えております。今後も全ての子どもたちの教育を受ける機会を保障し、一人ひとりが持っている能力を有効に発揮できるよう、ソフト面・ハード面の環境整備を継続してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 村田議員。

○6番【村田 茂君】 ただいま教育長さんから、現在の状況について詳細にご報告をいただきました。ありがとうございました。

今日このインクルーシブ教育システムが確立されているとは言えず、まだまだ課題が多いようです。子どもたちが多様性を受け入れられるのか、授業に遅れが出ないのか、先生のクラス運営の負担の増大などの問題も考えられております。障害のない子が相手を理解し受け入れられるか、いじめなどにつながらないかも懸念されているところでもあります。学校に任せるだけでなく家庭でも子どもと話し合ったり、本や映画などを通じて親子で理解を深めたりすることも必要であるかもしれません。

先ほどは教育長さんのお考えも十分私としては理解できましたので、今後の本町の取組

にご期待を申し上げまして、私の一般質問は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長【川田 修君】 以上で、通告による一般質問は終わりました。これで一般質問を終了いたします。

続きまして、日程第２、承認第１号「専決処分の承認を求めることについて」から、日程第７、議案第３１号「令和６年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）」までの承認１件、議案５件を一括して議題といたします。

以上、承認１件、議案５件につきましては各常任委員会に付託をしたいと思います、付託の前に総括的な質疑を行います。

質疑ございませんか。

（質疑なし）

○議長【川田 修君】 質疑がないようなので、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認１件、議案５件については、会議規則第３９条第１項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。

よって、承認１件、議案５件につきましては、それぞれ所管の各常任委員会に付託することに決定しました。

議案付託表配付のため、小休します。

午前１１時１６分小休

午前１１時１８分再開

○議長【川田 修君】 再開いたします。

議案付託表を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長【多田雄一君】 失礼いたします。ただいま配付いたしました議案付託表をご覧ください。

総務常任委員会。

承認第 １号 専決処分の承認を求めることについて

専決第２号 松茂町税条例の一部を改正する条例

専決第 3 号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専決第 4 号 令和 5 年度松茂町一般会計補正予算（第 10 号）（所管分）

議案第 27 号 徳島県市町村総合事務組合規約の変更について

議案第 30 号 令和 6 年度松茂町一般会計補正予算（第 1 号）（所管分）

以上が総務常任委員会に付託する承認 1 件及び議案 2 件でございます。

次に、産業建設常任委員会。

承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

専決第 4 号 令和 5 年度松茂町一般会計補正予算（第 10 号）（所管分）

以上が産業建設常任委員会に付託する承認 1 件でございます。

次に、教育民生常任委員会。

承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

専決第 4 号 令和 5 年度松茂町一般会計補正予算（第 10 号）（所管分）

議案第 28 号 松茂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 29 号 松茂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 30 号 令和 6 年度松茂町一般会計補正予算（第 1 号）（所管分）

議案第 31 号 令和 6 年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

以上が教育民生常任委員会に付託する承認 1 件及び議案 4 件でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 ただいま事務局長が朗読いたしました議案付託につきましては、先般開催されました議会運営委員会におきまして、そのように案を決定していただいたわけでございますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。

よって、承認 1 件、議案 5 件は、お手元に配付の議案付託表のとおり付託することに決定いたしました。

念のため、委員会の日程について、事務局より説明いたします。

○議会事務局長【多田雄一君】 失礼いたします。議案付託表の裏面をご覧ください。各常任委員会の日程でございます。開催場所は、松茂町役場 3 階、301 委員会室でござ

います。

教育民生常任委員会、6月12日、水曜日、午前10時から。

産業建設常任委員会、6月12日、水曜日、午後1時30分から。

総務常任委員会、6月12日、水曜日、午後3時から開催いたしますので、よろしくお願いいいたします。

以上でございます。

○議長【川田 修君】 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日6月11日から6月17日までの7日間は、委員会審査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。

よって、明日6月11日から6月17日までの7日間は、休会と決定しました。

次回は、6月18日、午前10時から再開いたします。

本日はこれで散会いたします。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

午前11時22分散会